

# 立川市



## 中小事業者物価高騰等緊急支援金 説明書

### 受付 期間

令和4年 令和4年  
9月1日(木) ~ 12月23日(金) (消印有効)

### 申請 方法

### 郵送受付 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)

「料金受取人払」の様式を封筒に貼っていただければ、切手は不要です。  
《宛先》 〒190-8666 立川市泉町 1156-9

立川市役所産業振興課 中小事業者物価高騰等緊急支援金担当 宛

- 本支援金は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けている中小事業者を支援するため、一定の要件を満たす市内中小事業者に対し、令和3年にかかった水道光熱費、燃料費を積算根拠として支援金を支給するものです。
- 積算根拠となる 水道光熱費や燃料費は立川市内の事業所等でかかった分に限りま す のでご注意ください。
- 立川市が原油価格・物価高騰等の支援として実施する「障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金」「介護サービス事業者緊急支援事業給付金」の対象となる場合は、中小事業者物価高騰等緊急支援金の額から上記給付金の助成額を控除した額を 支給いたします。  
先に「障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金」「介護サービス事業者緊急支援事業給付金」の交付決定を受けてから、本支援金をご申請ください。
- 立川市が原油価格・物価高騰等の支援として実施（予定）の「農業者物価高騰等緊急支援事業」「交通事業者緊急支援事業」の対象となる場合は、(中小事業者物価高騰等緊急支援金よりも助成額が高い、又は同額を支給予定のため、) 中小事業者物価高騰等緊急支援金の対象とはなりません。
- 申請にあたっては、本説明書及び「よくあるお問い合わせ【Q&A】」を必ずご確認ください。
- 申請期限後の提出は、受付できませんので、余裕を持った申請をお願いします。
- 本支援金の申請は1回までとなります。

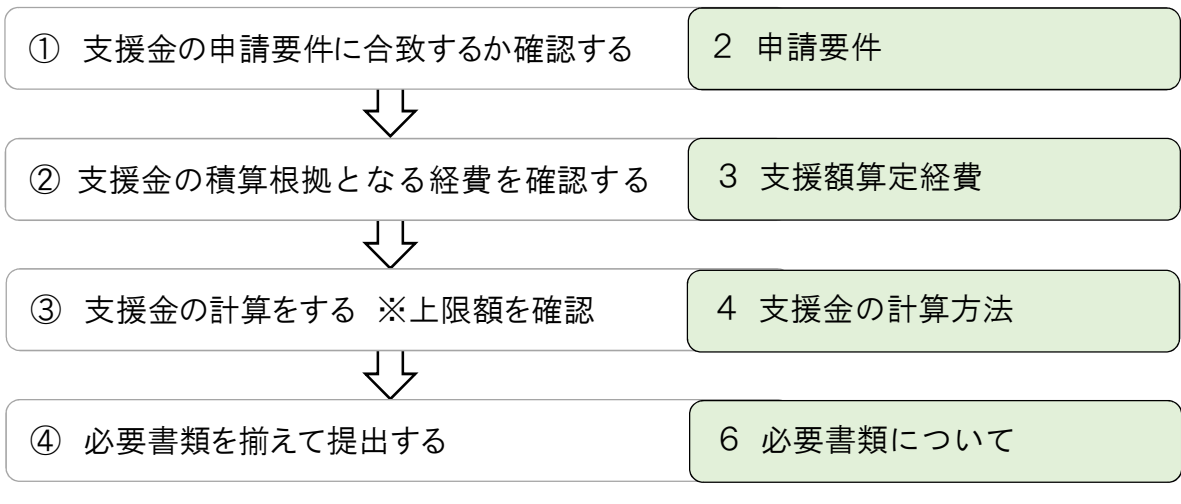
不正な支援金の申請・受給に対しては、警察に通報いたします。

立川市 産業文化スポーツ部 産業振興課 商工振興係  
(中小事業者物価高騰等緊急支援金担当)

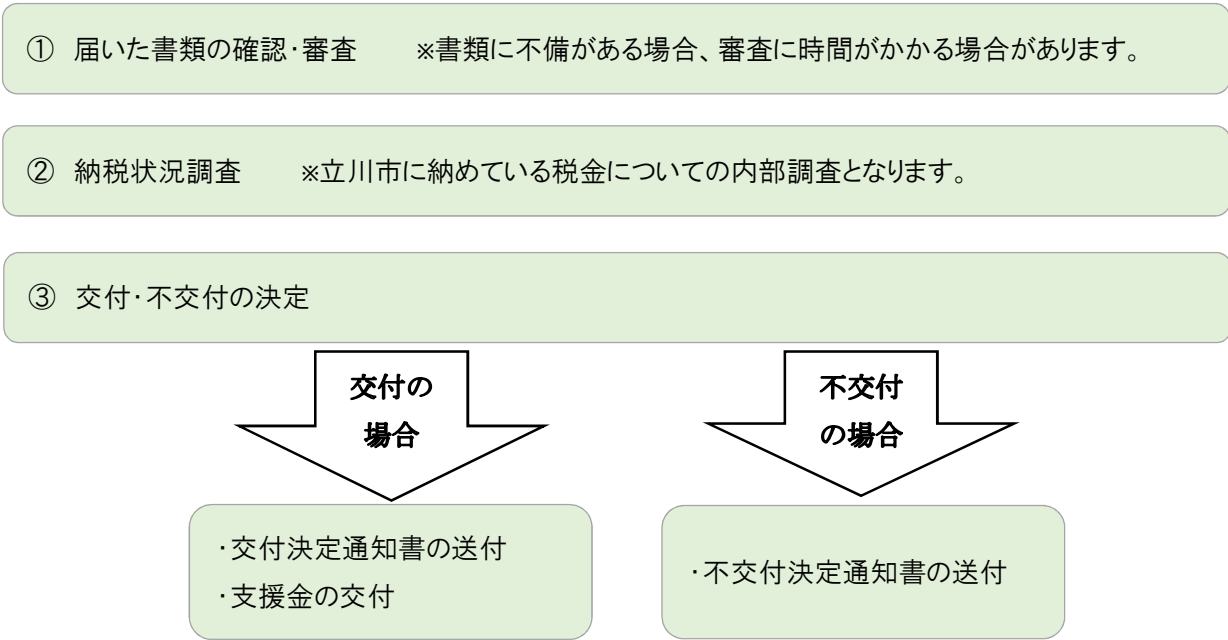
# 1 交付申請から支援金交付までの流れ

## 申請者の作業の流れ

- ・書類提出までの流れは下表を参考にしてください。
- ・表の右側に各項目に対応する説明書の箇所を示しています。
- ・その他特例に関することや各種注意書きがありますので、説明書は一通り目を通してください。



## 立川市での審査の流れ



※ 書類に不備がなければ、申請から審査を経て約2週間で交付決定し、その後おおむね1週間程度で指定の口座に支援金を振り込みますので、全体で3週間程度かかります。ただし、納税状況の調査において、申請日と立川市に税金を納めた日が近い場合は、納付確認にお時間をいただきますので、振込までにひと月ほどかかります。

※ 書類確認・審査の結果、支援金交付額が、申請書記載の金額に満たない場合があります。

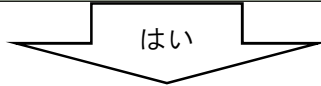
## 2 申請要件

中小事業者に該当する

※本支援金の対象となる中小事業者とは、次の2点のいずれかの者をいいます

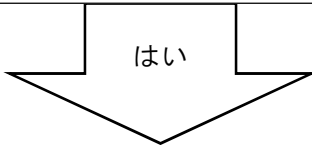
- 1 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる法人または個人
- 2 中小企業信用保険法第2条第1項第5号に掲げる医業を主たる事業とする法人及び同項第6号に掲げる特定非営利活動法人

いいえ

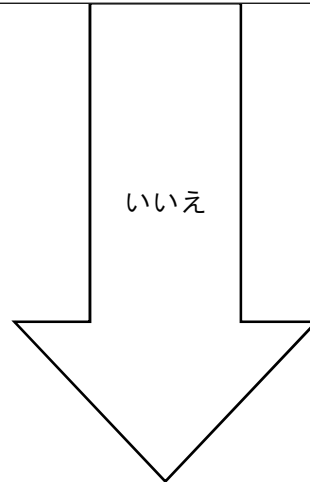


立川市が原油価格・物価高騰等の支援として実施する次のいずれかの給付金の対象である

- ・ 障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金
- ・ 介護サービス事業者緊急支援事業給付金



先に上記給付金の交付決定通知書を受領してからご申請ください。ただし、申請金額は本支援金の額から上記給付金の助成額を控除した額となります。

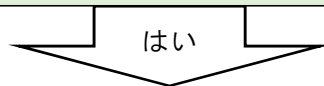


立川市が、原油価格・物価高騰等の支援として実施する次の事業の対象ではない

- ・ (農業者向け) 農業者物価高騰等緊急支援事業
- ・ (交通事業者向け) 交通事業者緊急支援事業

上記事業の対象となるかご不明な場合は、お問合せください。

いいえ



**次頁に続きます**

本支援金の対象外になります

はい

個人： 令和4年1月1日時点において、市内で事業を営み（市内に事業所等があるものに限る。）、かつ、申請日以降も市内で事業を継続する意向である者  
法人： 令和4年1月1日時点において、市内で事業を営み（市内に事業所等があるものに限る。）、直近の事業年度に係る法人市民税を立川市に納付し、かつ、申請日以降も市内で事業を継続する意向である法人

いいえ

【個人の注意点】

- ・令和3年分の確定申告(所得税)における事業収入と不動産収入の合計が主たる収入であることが必要です。ただし、後述の新型コロナウイルス感染症特例を受ける場合は、特例対象の年分の収入において要件を満たしている必要があります。
- ※主たる収入とは、収入全体のうち、最も大きい割合を占めるものをいいます。
- ・不動産収入が主たる収入の方は、所有する不動産を事業所等とみなします。
- ・フリーランスの方が、居宅以外に事務所を設けていないときは、居宅を事務所とみなします。（居宅は立川市の住民基本台帳に記録されている住所地です。）

はい

申請金額が、それぞれ次の額以上である(6頁目の「4 支援金の計算方法」を参照)  
個人： 30,000円以上                      法人： 50,000円以上

いいえ

はい

立川市契約における暴力団等排除措置要綱第2条第3号に掲げる暴力団ではなく、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第4号に掲げる暴力団員等でない

いいえ

はい

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する風俗関連特殊営業に該当しない

いいえ

はい

個人又は法人及び当該法人の代表者が立川市税を滞納していない（個人又は当該法人の代表者の課税権が他市区町村にあるものについては、当該市区町村民税（個人住民税））

いいえ

はい

当支援金の交付を受けていない（※ 申請は1事業者1回のみとなります。）

いいえ

はい

本支援金の対象外になります

**本支援金にご申請いただけます**

### 3 支援額算定経費

支援額算定経費を下表によって求めてください。

区分	対象となる確定申告	対象となる経費(支援額算定経費)
事業所が 市内のみ	個人 令和3年分の確定申告 (所得税)	<p><b><u>左記の申告のうち次の経費の合計金額</u></b></p> <p>① 水道光熱費</p> <p>対象となる確定申告(決算書)に事業の経費として計上した(勘定)科目「水道光熱費」の額。</p> <p>ただし、水道光熱費以外の経費を含む場合は、水道光熱費分のみが対象となります(その場合、水道光熱費の領収書等が必要です。)</p> <p><u>※不動産賃貸業やビルオーナー等で、所有の不動産を全部又は一部貸し出しており、賃借人から水道光熱費相当分を徴収している場合は、賃借人負担分は対象となりません。ご注意ください。(領収書等がわかっていない場合は、賃借人負担分の金額がわかる資料をご提出ください。)</u></p>
	法人 確定申告(法人税)で税務署に提出した令和3年1月から同年12月までの月を決算期とする事業年度の決算書	<p>② 燃料費</p> <p>対象となる確定申告(決算書)に事業の経費として計上したガソリン、灯油、重油、軽油の額。</p> <p>(領収書等が必要です。)</p> <p><u>※領収書等、確定申告の計算根拠資料として保存が義務付けられているものの写しがある経費に限ります。</u></p> <p><u>※個人事業主等で経理上の家事按分がある場合は、領収書等の合計金額ではなく、確定申告に事業の経費として計上した家事按分後の金額が対象となります。</u></p> <p>※製造原価に水道光熱費、燃料費を含む場合は、青色申告決算書の貸借対照表・製造原価の計算欄や決算書の製造原価報告書にある水道光熱費、燃料費も対象となります。</p>
事業所が 市外にも ある	個人 法人 上記と同じ	<p><b><u>上記の経費のうち立川市内の事業所等にかかる経費の合計金額(立川市内の事業所等にかかる領収書等が必要です。)</u></b></p>



◀ **新型コロナウイルス感染症特例** ▶

- ◆対象 **新型コロナウイルス感染症の影響のため令和3年の売上高が、新型コロナウイルス感染症の流行前と比べ、20%以上減少している者**
- ◆概要 対象に当てはまる状況においては、支援額算定経費となる必要経費についても通常よりも大幅に減少していると判断し、支援額算定経費の算定基礎となる申告の経費を次の表の取り扱いにすることを認める特例です。
- ◆注意 「6 必要書類について」の「特例事項」の表を必ずご確認ください。

		特例
要件		(個人) 令和3年分の売上高が平成31年分の売上高と比べて20%以上減少していること (法人) 令和3年1月から同年12月までの月を決算期とする事業年度の売上高が平成31年1月から同年12月までの月を決算期とする事業年度の売上高と比べて20%以上減少していること
経費の算出 支援額算定	個人	平成31年分の確定申告(所得税)の経費
	法人	確定申告(法人税)で税務署に提出した平成31年1月から同年12月までの月を決算期とする事業年度の決算書の経費

※特例が適用される年分(法人にあっては事業年度)は上の表のとおりですが、令和2年分(法人にあっては令和2年1月から12月までの月を決算期とする事業年度)の申告を特例対象として申請することも可能です。その場合は、上の表の「平成31年」を「令和2年」に読み替えて、特例対象となるかご判断ください。

※事業に係る雑収入を売上高から除く場合は、比較する両方の売上高から除いてください。

4 支援金の計算方法

$$\text{支援額算定経費} \times 30\% = \text{支援金(申請金額)} ※1,000円未満切り捨て$$

※申請内容確認書を用いて計算してください。

※支援金には上限額がございますので、下表で確認してください。

	売上(収入)金額	売上(収入)の確認	交付上限
個人	1,000万円未満	令和3年分の確定申告(所得税)第一表の <u>収入金額等のうち、事業(営業等<sup>㉞</sup>)及び不動産<sup>㉟</sup>の数字</u>	50,000円
	1,000万円以上～1億円未満		150,000円
	1億円以上		250,000円
法人	1,000万円未満	令和3年1月から12月までの月を決算期とする事業年度の確定申告(法人税)で提出した <u>決算書の売上高</u>	100,000円
	1,000万円以上～1億円未満		300,000円
	1億円以上		500,000円

※「新型コロナウイルス感染症特例」を受ける場合は、表「売上（収入）の確認」欄は特例対象として申請する年分（法人にあっては事業年度）の確定申告と読み替えてください。

※雑収入の取り扱いについて

（個人）個人の確定申告（所得税）第一表の収入金額等のうち、事業（営業等㉞）、不動産㉟には事業に係る雑収入を含んだ数字となっていますので、その数字で交付上限をご確認ください。

（法人）決算書の売上高は基本的に持続化給付金等の給付金収入額を含んでおりません。売上高の額に給付金の収入額を足すことによって交付上限が変わる場合は、足した後の合計額で交付上限をご確認ください。その場合、損益計算書の給付金の収入がわかる科目の内訳書をご提出ください。

## 5 創業者特例について

	個人	法人
適用要件	令和3年2月から令和3年12月までに創業した方で、確定申告の申告内容が1年に満たない場合	令和4年1月1日より前に創業した事業者で次のいずれかに該当する者 1 令和3年1月～12月までの月を決算期とする決算書がない 2 令和3年1月～12月までの月を決算期とする決算書の事業年度が1年未満の場合
考え方	令和3年分の確定申告に計上した経費（水道光熱費、燃料費）や売上（収入）の月平均に12を乗じた金額とします。	令和3年1月～12月にかかった経費（水道光熱費、燃料費）や売上（収入）の月平均に12を乗じた金額とします。ただし、直近の確定申告で立川市に法人市民税を納付していない場合は対象となりません。
計算方法	「特例措置を受ける場合の確認書」に基づき、計算してください。	
その他	・法人の方は、令和4年分にかかった経費や売上を含めないようご注意ください。 ・「6 必要書類について」の「特例事項」の表を必ずご確認ください。	

## 6 必要書類について

- 申請書等の書式は、立川市ホームページからダウンロードしてご利用ください。  
紙の申請書は、市役所1階総合窓口・市役所2階産業振興課（48番）・窓口サービスセンターで配布しています。
- 必要書類については黒のボールペンで記入してください。消せるボールペンで記入した場合は提出し直していただきます。
- 必要書類の記入項目について修正液・修正テープでの修正はできません。  
必ず二重線で訂正のうえ、訂正印を押してください。
- 各特例を受ける方は、特例を受けるための書類提出が必要となります。

## 《提出書類一覧》

### 基本事項（次頁にも続きます）

I 全員	
1	中小事業者物価高騰等緊急支援金申請書
2	申請内容確認書
3	誓約書兼同意書
4	振込先の通帳（キャッシュカード）の写し ※次の5点が確認できるもの （金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人、名義人のフリガナ） ※キャッシュカードの写しの添付で、支店名がなく支店番号のみとなる場合は、写しに支店名を記載すること。
5	申請時チェックリスト
6	令和4年度立川市中小事業者緊急アンケート
II 個人のみ	
7	令和3年分の所得税確定申告（第一表）の写し ※税務署の收受日付印があるもの。ただし、e-Taxにより確定申告を行った場合で、電子申告（受付）日時及び受付番号の記載がない場合は、受信通知をあわせて添付してください。
8	青色申告：令和3年分の所得税確定申告（青色申告決算書1，2頁目）の写し 白色申告：令和3年分の所得税確定申告（収支内訳書1頁目）の写し
9	市内に事業所等があることがわかる書類（次のいずれかの写し） ・開業届、営業許可証、賃貸借契約書、運転免許証（自宅が事務所のととき）等 ※必ず住所部分が載るように写しを取ってください。 ※上記「8」の書類で事業所住所が確認できる場合は、この書類の提出は不要。
10	<b>【立川市以外で住民税を納めている場合のみ】</b> 住民税の納税証明書（令和3年度・令和4年度）（申請日から1か月以内発行の原本） ※立川市に納めている市税の納税証明書は不要です。誓約書兼同意書の同意に基づき納税状況調査を内部で行います。
III 法人のみ	
7	履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行。写し可。）
8	令和3年1月から12月までの月を決算期とする事業年度の法人税確定申告（別表一）の写し ※税務署の收受日付印があるもの。ただし、e-Taxにより確定申告を行った場合で、電子申告（受付）日時及び受付番号の記載がない場合は、受信通知をあわせて添付してください。
9	令和3年1月から12月までの月を決算期とする事業年度の法人税確定申告（法人事業概況説明書）の写し
10	8の確定申告で税務署に提出した決算書（損益計算書、販売費及び一般管理費の計算内訳、製造原価報告書（ある場合））の写し

11	<p><b>【立川市以外で住民税を納めている場合のみ】</b></p> <p>法人の代表者の住民税の納税証明書(令和3年度・令和4年度)(申請日から1か月以内発行の原本)</p> <p>※立川市に納めている市税の納税証明書は不要です。誓約書兼同意書の同意に基づき納税状況調査を内部で行います。</p>
<p><b>IV 経費関係 (該当する場合のみ)</b></p>	
<p>① 支援額算定経費に燃料(ガソリン、灯油、重油、軽油)を含めて申請する場合</p> <p>② 確定申告書(決算書)の勘定科目「水道光熱費」に水道・電気・ガス以外の経費を含んでいる場合</p> <p>③ 他市にも事業所がある場合(立川市内の事業所にかかる経費の書類)</p>	
12	<p>支払証明書類貼付台紙</p>
13	<p>支払証明書類の写し(12の書類に貼り付けて提出)</p> <p>①に該当: 燃料(ガソリン、灯油、重油、軽油)に関する支払証明書類</p> <p>②に該当: 水道・電気・ガスの経費に関する支払証明書類</p> <p>③に該当: 立川市内の事業所にかかる水道光熱費、燃料費の支払証明書類</p> <p>※支払証明書類について</p> <p>支払証明書類については所得税や法人税の申告の計算の根拠資料とし、保存が義務付けられているものの写しをご提出ください。</p> <p><b>支払証明書類</b></p> <p>領収書やレシート、クレジットカードの明細書、口座引落の場合は通帳の該当部分</p> <p>※領収書等が大量になる場合はご相談ください。</p> <p>※<u>個人事業主等で経理上の家事按分がある場合は、支援額算定経費に金額として計上できるのは、領収書等の合計金額ではなく、確定申告に事業の経費として計上した家事按分後の金額となります。</u></p> <p>(注意) 新型コロナウイルス感染症特例を受ける場合は、特例を受けた年分の支払証明書類をご用意ください。</p>
<p><b>V 他の支援金関係 (次のいずれかの支援金の対象である者)</b></p>	
<p>1 障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金</p> <p>2 介護サービス事業者緊急支援事業給付金</p>	
14	<p>対象となった給付金の交付決定通知書の写し</p>

## 特例事項

VI 新型コロナウイルス感染症特例を受ける者のみ		
15		特例措置を受ける場合の確認書（新型コロナウイルス感染症特例）
16	個人のみ	特例を受ける年分の所得税確定申告（第一表）の写し ※税務署の收受日付印があるもの。ただし、e-Tax により確定申告を行った場合で、電子申告（受付）日時及び受付番号の記載がない場合は、受信通知をあわせて添付してください。
17		青色申告：特例を受ける年分の所得税確定申告（青色申告決算書1, 2頁目）の写し 白色申告：特例を受ける年分の所得税確定申告（収支内訳書1頁目）の写し
16	法人のみ	特例を受ける事業年度の法人税確定申告（別表一）の写し ※税務署の收受日付印があるもの。ただし、e-Tax により確定申告を行った場合で、電子申告（受付）日時及び受付番号の記載がない場合は、受信通知をあわせて添付してください。
17		特例を受ける事業年度の法人税確定申告（法人事業概況説明書）の写し
18		上記16の確定申告で税務署に提出した決算書（損益計算書、販売費及び一般管理費の計算内訳、製造原価報告書（ある場合））の写し
VII 創業者特例を受ける者のみ		
19		特例措置を受ける場合の確認書（創業者特例）
20	法人のみ	直近の事業年度の確定申告（法人税）別表一の写し
21		対象月（令和3年1月～12月）に該当する部分の支払証明書類 ※「IVの経費関係②」に関わらず、水道光熱費・燃料費（市内事業所等に係る分に限る。）の支払証明書類が必要です。
22		対象月（令和3年1月～12月）に該当する部分の売上高がわかる書類 法人税確定申告（法人事業概況説明書）、残高試算表、売上元帳の写し

## 7 申請後の注意点

○支援金の交付後、市が報告等を求めた場合は、市からの指示に従って支援額算定経費の内容等について報告をしていただきます。

○次に該当した場合には、支援金交付決定の全部または一部を取り消します。

また、既に交付した支援金がある場合は、支援金の全部または一部を返還していただくことがあります。

- ・ 本支援金の申請要件を欠いたとき
- ・ 申請内容に虚偽があったとき

○支援金の積算根拠となる経費について、領収書やレシート、帳簿類などの証拠書類については、交付後5年間は、管理・保管する義務が生じます。

## 8 本支援金に関するお問い合わせ先

立川市 産業文化スポーツ部 産業振興課 商工振興係

（中小事業者物価高騰等緊急支援金担当）

受付時間：平日 9:00～17:00(12:00 から 13:00 まで除く)

TEL：042-523-2111(内線 2246・2247)